工事請負代金債権譲渡の承諾に係る事務取扱要綱（平成20年12月24日訓令甲第18号）

最終改正:令和8年3月18日訓令甲第1号

改正内容:令和8年3月18日訓令甲第1号［令和8年3月31日］

〇工事請負代金債権譲渡の承諾に係る事務取扱要綱

平成20年12月24日訓令甲第18号

改正

平成23年2月15日訓令甲第1号
平成24年3月6日訓令甲第2号
平成25年3月27日訓令甲第7号
平成26年3月31日訓令甲第15号
平成27年3月30日訓令甲第7号
平成28年3月31日告示第27号
令和3年3月31日訓令甲第7号
令和8年3月18日訓令甲第1号

工事請負代金債権譲渡の承諾に係る事務取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、瑞浪市（瑞浪市水道事業を含む。以下同じ。）と建設工事請負契約を締結している中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者。以下「請負者」という。）が、地域建設業経営強化融資制度について（平成20年国総建第197号、国総建整第154号）による融資を受けることを目的として公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）を譲渡すること（以下「債権譲渡」という。）を承諾するにあたり、瑞浪市工事請負契約約款第5条第1項ただし書の規定に基づく債権譲渡の承諾に係る事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２条　債権譲渡の対象となる工事は、次の工事を除く工事とする。

（1）次の工事を除く債務負担行為及び歳出予算の繰越し等により工期が複数年度にわたる工事

ア　債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に完了が見込まれる工事

イ　前年度から繰越された工事であって、かつ、年度内に完了が見込まれる工事

（2）瑞浪市が役務的保証を必要とする工事

（3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事

（4）その他請負者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡の承諾に不適当な事由がある工事

（債権譲渡先）

第３条　債権譲渡先は、次に掲げる者とする。

（1）事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）

（2）建設業の実務に関して専門的な知見を有し、中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として、一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）を行う者

（債権譲渡の承諾時期）

第４条　債権譲渡の承諾は、当該工事の出来形（第2条第1号アについては、最終年度の工事に係る出来形）が2分の1以上に到達したと認められる日以降でなければ、これを行うことができない。なお、承諾にあたっての当該出来形の確認については、月別の工事進捗率等を記した工事履行報告書（様式第1号）の受領をもって足りることとする。

（譲渡対象となる債権の範囲）

第５条　譲渡対象となる債権の範囲は、工事が完成した場合においては、工事請負契約約款第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する瑞浪市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、契約が解除された場合においては、工事請負契約約款第50条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する違約金等の瑞浪市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2　契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書（様式第2号）及び債権譲渡契約証書（様式第5号）の請負代金額及び債権譲渡額は、変更後のものとする。この場合において、請負者は遅滞なく債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない。

（債権譲渡の承諾申請）

第６条　債権譲渡の承諾の申請をしようとする請負者は、次の書類により瑞浪市へ申請するものとする。

（1）債権譲渡承諾依頼書　3通

（2）工事履行報告書　1通

（3）発行日から3ケ月以内の請負者及び債権譲渡先の印鑑証明書　各1通

（4） 保証委託契約約款等において、債権譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該債権譲渡に関する保証人等の承諾書
（5） その他市長が必要と認める書類
2 前項の申請は、第4条に規定された日以降でなければこれを行うことができない。
3 第1項の申請を行うときは、次の各号の要件をすべて満たしていなければならない。
（1） 債権譲渡の目的が、通知による融資を受けるためのものであること。
（2） 当該債権が第三者による差し押え等を受けていないとともに、質権等の権利が設定されていないこと。
（3） 当該債権が既に第三者に譲渡されていないこと。
（債権譲渡の承諾）
第7条 前条に規定する申請を受理したときは、次の事項を確認し、申請を受理した日から7日以内（以下「交付期限」という。）に債権譲渡の承諾又は不承諾を決定し、確定日付を付した債権譲渡承諾書（様式第3号）又は債権譲渡不承諾通知書（様式第4号）を申請者に2通交付する。ただし、やむを得ない事情で交付期限までに申請者に対し債権譲渡承諾書又は債権譲渡不承諾通知書を交付できない場合は、その旨を速やかに申請者に連絡するものとする。
（1） 申請された工事が第2条に規定された工事であること。
（2） 債権譲渡先が第3条に規定された者であること。
（3） 債権譲渡額が第5条に規定された額であること。
（4） 前条第1項に規定された書類が提出されており、かつ、記載事項等に不備がないこと。
（5） 申請日が前条第2項に規定された日以降であること。
（6） 前条第3項に掲げられた要件を満たしていること。
2 前項の規定により、債権譲渡の承諾を決定したときは、債権譲渡整理簿（様式第6号）により債権譲渡の申請及び承諾の状況を整理するものとする。
（支払計画等の提出）
第8条 請負者は、債権譲渡先から融資を受ける際には、当該工事に関する融資申請時までの下請負人及び資材等購入先への代金の支払い状況及び当該借入金の下請負人及び資材等購入先への支払計画を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先は内容を確認するものとし、瑞浪市は関与しないものとする。
（融資の実行報告）
第9条 請負者及び債権譲渡先は、第7条第1項の承諾を受け、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて債権譲渡契約証書（様式第5号）又は債権譲渡契約の証となる書類の写しを添えて瑞浪市に融資実行報告書（様式第7号）を提出しなければならない。
（被担保債権）
第10条 債権譲渡は、債権譲渡先の請負者に対する当該工事に係る貸付金及び請負者倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、債権譲渡先が請負者に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。
2 前項の規定にかかわらず、通知により債権譲渡先の融資と併せて金融機関が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下「保証事業会社」という。）の金融保証を受け請負者に対して融資を行う場合は、当該保証事業会社の金融保証に係る求償債権を含むものとする。
（債権譲渡額の請求）
第11条 債権譲渡先は、確定した工事請負代金債権の請求にあたっては、次の書類を瑞浪市に提出するものとする。
（1） 工事請負代金請求書（様式第8号） 1通
（2） 債権譲渡承諾書の写し 1通
（3） 発行日から3ケ月以内の請負者及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通
2 債権譲渡が行われた場合には、請負者及び債権譲渡先は前払金、中間前払金及び部分払金を請求することはできないものとする。
（その他）
第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）
1 この訓令は、平成20年12月25日から施行する。
（有効期限）
2 この訓令は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成23年2月15日訓令甲第1号）

この訓令は、公告の日から施行する。

附 則（平成24年3月6日訓令甲第2号）

この訓令は、公告の日から施行する。

附 則（平成25年3月27日訓令甲第7号）

この訓令は、公告の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令甲第15号）

この訓令は、公告の日から施行する。

附 則（平成27年3月30日訓令甲第7号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は公告の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第27号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、平成28年3月31日から施行する。

附 則（令和3年3月31日訓令甲第7号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附　則（令和8年3月18日訓令甲第1号）

この訓令は、令和8年3月31日から施行する。